

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成 30 年 12 月 27 日 作成
令和 4 年 1 月 31 日 改定

妙高市農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として位置付けられた。

妙高市においては平地と中山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっているため、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間地では、狭小で水利環境が整備されていないなどの耕作条件が悪い農地があるほか、農業者の高齢化と担い手不足が深刻化しており、遊休農地の発生が懸念されている。

一方、平地では、土地利用型の稲作が盛んなことから、農地中間管理事業を活用し、担い手への農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要がある。

また、令和 2 年度には、平成 24 年度に策定した「人・農地プラン」の実質化に取り組み、5~10 年後の地域の担い手である中心経営体が明らかにされたことから、着実な実行を図っていく必要がある。

以上のような観点から、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、妙高市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）において、「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」を図るとされたことから、それに合わせて令和 5 年度を目標とする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第 2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

① 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積（A） 【遊休農地を含む】	遊休農地面積（B）	遊休農地の割合 （B/A）
当 初 （平成 30 年 3 月）	2,837.1ha (2,820+17.1)	17.1ha	0.60%
現 状 （令和 3 年 3 月）	2,799.1ha (2,790+9.1)	9.1ha	0.33%
目 標 （令和 6 年 3 月）	2,796.0ha (2,790+6.0)	6.0ha	0.22%

注 1 （A）は、耕地及び作物面積統計における耕地面積と農地利用状況調査により把握した農地法第 32 条第 1 項第 1 号の遊休農地の合計面積

注 2 （B）は、農地利用状況調査により把握した農地法第 32 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する農地の総面積

② 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

i 耕作放棄地の農地・非農地判断

- ・現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化し、5年間で41haを目標面積とする。

ii 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施

- ・農業委員及び推進委員による農地パトロール等により、遊休農地の状況を把握するとともに、利用意向調査の実施により、農地中間管理機構への貸付の促進と非農地判断を進める。
- ・平場における遊休農地の解消に努める。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

① 担い手への農地利用の集積目標

	管内の農地面積 (A) 【耕地面積のみ】	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
当初 (平成30年3月)	2,820ha	1,028ha	36.5%
現状 (令和3年3月)	2,790ha	1,276ha	45.7%
目標 (令和6年3月)	2,790ha	2,232ha	80.0%

注1 集積率目標80.0%は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標値

注2 (A)は、耕地及び作物面積統計における耕地面積

注3 (B)は、毎年3月末現在の「担い手の農地利用集積状況調査」(農林課報告)

② 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- 圃場整備に合わせて農地中間管理事業を活用し、担い手への農地の集積を図る。
- 令和2年度に実質化された「人・農地プラン」の実行に向けて、担い手及び貸し手の利用調整を行う。
- 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による農地売買により、担い手への農地の集積を進める。
- 担い手及び貸し手への周知を積極的に行う。
- 両者の意向を踏まえたマッチングを進める。

3 新規参入の促進について

① 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)
当初 (平成30年3月)	5人 (3ha)	2法人 (4ha)
現状 (令和3年3月)	19人 (6ha)	5法人 (6ha)
目標 (令和6年3月)	34人 (8ha)	8法人 (10ha)

② 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- 農地中間管理機構を利用し、企業を含めた参入の推進に努める。
- JAえちご上越、農家組合、土地改良区との連携を図る。

- iii 県や農林課と連携し新規就農に係る情報の収集を行うとともに、補助制度等の PR を通して、新規参入（担い手）の促進に努める。
- iv 令和 3 年度より運用を開始した「空き家に付随する農地の下限面積の別段の面積に関する取扱規程」を活用した新規就農の促進に努める。
- v 関係各機関との連携による、新規参入者の受け入れとフォローアップ体制の整備に努める。